

# 品川区介護予防・日常生活支援総合事業

2024.3.27

## 令和6年度 新単位数一覧

### 第3条第1号ア 予防訪問事業

令和6年4月～

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
予 防 訪 問 事 業 Ⅰ	基本	1月につき		1,165	1,176	
	基本・日割回数割	1回につき(上限1月3回)		290		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき(2回まで)	国基準	新設	-12	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき(6回まで)	国基準	新設	-3	
	初回加算	初回	国基準	200		
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	国基準	100		
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	国基準	200		
	口腔連携強化加算	1月につき	国基準	新設	50	
	処遇改善加算相当	1月につき		100	廃止	
	介護職員等ベースアップ等支援加算相当	1月につき		30	廃止	
	介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		新設	255	
予 防 訪 問 事 業 Ⅱ	基本	1月につき		2,330	2,349	
	予防訪問事業Ⅱの増回分加算	1回につき(上限1月5回)		290		
	基本・日割回数割	1回につき(上限1月7回)		290		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき(2回まで)	国基準	新設	-23	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき(14回まで)	国基準	新設	-3	
	初回加算	初回	国基準	200		
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	国基準	100		
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	国基準	200		
	口腔連携強化加算	1月につき		新設	50	
	処遇改善加算相当	1月につき		200	廃止	
	介護職員等ベースアップ等支援加算相当	1月につき		60	廃止	
介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		新設	510		

### 第3条第1号イ 生活機能向上支援訪問事業

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
訪問事業Ⅰ 生活機能向上支援	基本	1月につき		1,030		
	基本・日割回数割	1回につき(上限1月3回)		255		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき(2回まで)	国基準	新設	-10	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき(6回まで)	国基準	新設	-3	
	初回加算	初回		200		
	時間超過加算	1回につき(上限1月5回)		40		
	処遇改善加算相当	1月につき		100	廃止	
	介護職員等ベースアップ等支援加算相当	1月につき		30	廃止	
	介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		新設	255	
訪問事業Ⅱ 生活機能向上支援	基本	1月につき		2,060		
	基本・日割回数割	1回につき(上限1月7回)		255		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき(2回まで)	国基準	新設	-21	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき(14回まで)	国基準	新設	-3	
	初回加算	初回		200		
	時間超過加算	1回につき(上限1月5回)		40		
	処遇改善加算相当	1月につき		200	廃止	
	介護職員等ベースアップ等支援加算相当	1月につき		60	廃止	
	介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		新設	510	

### 第3条第2号ア 予防通所事業

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
予 防 通 所 事 業 I	基本	1月につき		1,075	1,222	
	基本・日割	1日につき（上限1月3日）		265	284	
	基本・減算（人欠・定超）	1月につき	基本*0.7	750	850	
	基本・減算日割（人欠・定超）	1日につき（上限1月3日）	基本*0.7	180	200	
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき（2回まで）	国基準	新設	-12	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき（6回まで）	国基準	新設	-3	
	基本・虐待防止・BCP未策定減算（人欠・定超）	1月につき（2回まで）	国基準	新設	-9	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割（人欠・定超）	1月につき（6回まで）	国基準	新設	-2	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき （上限3月1回）	国基準	100		
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	200		
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）（運動器機能向上加算算定の場合）	1月につき	国基準	100	廃止	
	送迎	片道1回につき（上限1月10回）		45	47	
	入浴	1回につき（上限1月5回）		50		
	運動器機能向上加算	1月につき	国基準	225	廃止	
	栄養アセスメント加算	1月につき	国基準	50		
	栄養改善加算	1月につき	国基準	200		
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	1月につき	国基準	150		
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	160		
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	国基準	88		
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	72		
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1月につき	国基準	24		
	科学的介護推進体制加算	1月につき	国基準	40		
	処遇改善加算相当	1月につき		45	廃止	
	介護職員等ベースアップ等支援加算相当	1月につき		20	廃止	
介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		新設	155		

予 防 通 所 事 業 II	基本	1月につき		2,265	2,470	
	基本・日割	1日につき（上限1月7日）		265	284	
	基本・減算（人欠・定超）	1月につき	基本*0.7	1,580	1,830	
	基本・減算日割（人欠・定超）	1日につき（上限1月7日）	基本*0.7	180	200	
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき（2回まで）	国基準	新設	-25	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき（14回まで）	国基準	新設	-3	
	基本・虐待防止・BCP未策定減算（人欠・定超）	1月につき（2回まで）	国基準	新設	-18	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割（人欠・定超）	1月につき（14回まで）	国基準	新設	-2	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき （上限3月1回）	国基準	100		
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	200		
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）（運動器機能向上加算算定の場合）	1月につき	国基準	100	廃止	
	送迎	片道1回につき（上限1月20回）		45	47	
	入浴	1回につき（上限1月10回）		50		
	運動器機能向上加算	1月につき	国基準	225	廃止	
	栄養アセスメント加算	1月につき	国基準	50		
	栄養改善加算	1月につき	国基準	200		
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	1月につき	国基準	150		
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	160		
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	国基準	88		
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	72		
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1月につき	国基準	24		
	科学的介護推進体制加算	1月につき	国基準	40		
	処遇改善加算相当	1月につき		90	廃止	
	介護職員等ベースアップ等支援加算相当	1月につき		40	廃止	
	介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		新設	310	

### 第3条第2号イ 予防通所事業

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
いきいきプログラム活動Ⅰ支援	基本	1月につき		452		
	基本・日割	1日につき（上限1月3日）		101		
いきいきプログラム活動Ⅱ支援	基本	1月につき		804		
	基本・日割	1日につき（上限1月7日）		101		

### 第3条第3号 第1号介護予防支援事業

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
ケアマネジメント	ケアマネジメント A	1月につき	国基準	438	442	
	A・虐待防止未策定減算	1月につき		新設	-4	
	A・BCP未策定減算	1月につき		新設	-4	
	ケアマネジメント B	1月につき		300	331	
	B・虐待防止未策定減算	1月につき		新設	-3	
	B・BCP未策定減算	1月につき		新設	-3	
	ケアマネジメント C	1月につき		200	221	
	C・虐待防止未策定減算	1月につき		新設	-2	
	C・BCP未策定減算	1月につき		新設	-2	
	初回加算			国基準	300	300
委託連携加算			国基準	300	300	